

《公立公的病院等再編・統合阻止》

2022年6月16日

424 愛知共同行動 通信

NO. 191

発行：「424 愛知共同行動」事務局 愛知社保協地域医療委員会

(文責：長尾・☎052-871-7856)

「医師の働き方改革」で厚労省が奥の手指南！？

☆医師の「**宿日直許可**」で

労働時間規制の適用除外！

～合法的に超過勤務時間削減につながる！

*全国のモデル実施ケースも示して『**相談窓口**』を開設

事務連絡
令和4年4月1日

都道府県労働局
雇用環境・均等部(室)長 殿
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課
労働条件確保改善対策室長補佐

医療機関の宿日直許可申請に関する相談窓口の設置について

令和6年4月からの医師の時間外労働の上限規制の適用に関し、医療機関から宿日直許可の申請に係る様々な疑義が寄せられており、これまでも、労働基準監督署及び都道府県医療勤務環境改善支援センターにおいては、疑義の解消につながる助言を行うなど、適切に対応いただいているところです。

今般、前述の上限規制の円滑な施行に向けて、宿日直許可の申請を検討している医療機関に対して、より一層丁寧な対応を行っていく観点から、今般、厚生労働省本省のWEBサイトに相談窓口を設置することとしました。

相談窓口の概要は以下のとおりですので、御承知おきいただき、医療機関の宿日直許可の申請に係る相談等への対応について万全を期すようお願いいたします。

(相談窓口の概要)

開始日	令和4年4月1日
相談内容	医療機関の宿日直許可申請について、制度の仕組みや手続き等幅広く受け付ける。相談内容のイメージについては別添参照。
相談対応	医療機関からの相談は、厚生労働省本省のWEBサイト(下記URL・QRコード)の相談フォームへの記入を通じて受け付ける。受け付けた相談については、厚生労働省本省で検討の上、相談者に回答する。 ※ 現地での具体的な支援が有効な相談については、相談者の意向も踏まえ、都道府県の医療勤務環境改善支援センターでの支援を実施。

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24880.html



「医師の働き方改革」は、待ったなしの最重要課題として検討・対策が進められています。しかし、その根底には、医師不足を前提とした医師の大幅な増員計画を主軸とした改革プランではなく、全国で1割以上の病床数削減をめざす「地域医療構想」によって、病床が減ることを前提とした医師増員ではなく、「偏在」を解消し、適正配置を行うことを前提とした計画を進めています。

現在、国は各医療機関に対し医師の労働時間短縮計画の案を作成することを求めており、その計画案を「評価センター」が評価し、都道府県知事が医師の労働時間規制の適用を指定することになります。

こうした中で、国の調査によると「大学病院・救命救急病院・400床以上」で時間外労働が年1860時間を超えている割合が8割(H28年調査)を超えている実態を徐々

医療機関の宿日直許可申請に関する FAQ

※ 本相談窓口寄せられた相談内容について、質問事項と回答内容を共有して欲しいとのご要望をいただいております。このため、以前からよくいただいていた内容を含め、以下のとおり掲載可能な内容について FAQ を作成しましたので、ご参照いただければ幸いです。

宿日直許可と医師の働き方改革について

Q. 医療法第 16 条に基づく宿直を行う場合には宿日直許可が必要なのでしょうか。

A. 医療法第 16 条に基づく宿直を医師に行わせること自体に労働基準監督署長による宿日直許可は必要ありません。

Q. では、なぜ、宿日直許可の取得を検討する医療機関が増えているのでしょうか。

A. 宿日直許可を受けた場合には、その許可の範囲で、労働基準法上の労働時間規制が適用除外となります。 今後、令和 6 年 4 月から医師の時間外労働の上限規制がスタートしますが、
(1)宿日直許可を受けた場合には、この上限規制との関係で労働時間とカウントされないこと、
(2)勤務と勤務の間の休息时间（勤務間インターバル）との関係で、宿日直許可を受けた宿日直（9 時間以上連続したもの）については休息时间として取り扱えること、
など、医師の労働時間や勤務シフトなどとの関係で重要な要素になることが考えられます。

に改善し、令和元年には 4 割まで減らしているが、2024 年 4 月から実施する医師の時間外労働規制（通常一年 960 時間、特別許可病院一年 1860 時間）を残る 2 年間で達成して行く為の方策の一つとして、**超過勤務時間を労働時間数としてカウントしない奥の手＝「宿日直勤務」を活用することが積極的に導入**されようとしています。これに対し、厚労省自らも積極的に支援するとして、指南書を発行したり、4 月からは「相談窓口」を特別に開設しています。

厚労省の HP に掲載されている Q&A には、**「宿日直許可と医師の働き方改革について」として、『宿日直許可を受けた場合には、労働基準法上の労働時間規制が適用除外となります。』**と露骨なアピール回答で、「医療機関の皆様へ（宿日直許可制度のご紹介）」として、申請方法や、全国の先進事例（12 ケース）も掲載し、積極推進のスタンスです！

こうした事例解釈では、例えば**手術後の医師の待機時間（患者の様子等を見守り、急変等に対応できるように病院内で待機（手待ち時間）しているケース）を「宿日直」として定額手当の支給+超過勤務時間としてはカウントしない（患者対応すれば超過勤務に変更）**などのケースが想定されます。

該当病院では、「医師の労働時間短縮計画」の案を作成している最中であり、どの様な計画を検討しているのか？ 労使でも協議を進めて行かないと、一方的に経営側が計画を策定し、知事の許可を得てしまいかねません！